

第 3 章 人権施策の推進

1. 推進環境の充実

田辺市のまちづくりの根底にある、人権尊重の精神をより確かなものとするため、生涯学習の視点に立って、市民の主体性を大切にした人権施策を行うことが必要です。

そこで、人権についての基本的な知識の普及に加え、日常生活の隅々に人権意識が根付き、さらに人権課題の解決に向けた主体的かつ具体的な行動につながるような人権施策を推進するため、次のような環境の充実に図ります。

(1) 推進体制の充実

① 田辺市人権施策推進本部の設置

田辺市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とする「田辺市人権施策推進本部」を庁内に設置し、全庁的に本方針に基づいた人権施策を推進します。

② 田辺市人権教育啓発推進懇話会の設置

田辺市において適切な人権施策が行われるよう、人権問題に関し識見を有する者で構成された「田辺市人権教育啓発推進懇話会」を設置し、人権行政への政策提言機能の充実に図ります。

また、本方針の進捗状況を把握し、課題を検証するとともに、人権教育・啓発の推進を図ります。

③ 人権施策に関係する機関・団体等との連携

市民一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、様々な人権課題について考え、行動をするためには、市民の主体的な人権教育・啓発の取組が大切です。人権に関わりが深い機関・団体等が互いに連携を密にし、人権教育・啓発に関する情報の提供や交換を行います。

④ 和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画

人権教育・啓発が広範な取組として展開されるよう、和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画を通じ、県や他市町村と協力し、情報の共有や連携した人権施策を推進します。

（２）調査・研究の実施

社会情勢の変動や進展によって、人権をめぐる状況は今後も変化することが予想されます。今後も引き続き、市民の意識や学習ニーズ・課題を的確に把握するための調査・研究を行い、より効果的な人権施策を推進します。

（３）教材・学習プログラムの充実

市民の学習ニーズや課題に対応し、書籍やＤＶＤ等の視聴覚教材の充実を図ります。また、人権問題を身近な問題としてとらえることができるような新しい教材の開発と活用を行います。

さらに、人権問題を自らの課題として解決する意識の高揚を図るため、ワークショップなどの参加体験型学習をはじめとする様々な学習プログラムの充実を図ります。

（４）身近な指導者の養成

各公民館区に配置されている生涯学習（人権）推進員、公民館長・公民館主事、人権擁護委員、田辺市人権擁護連盟理事や有識者等を、地域の人権教育・啓発活動を推進するための核と位置付け、学習リーダー及びコーディネーター（調整する人）としての役割を明確にするとともに、地域における人材の育成に努めます。

また、新しい学習形態に対応できる指導者養成講座の開催や、生涯学習分野との連携による人材の登録制度等の充実を図ります。

（５）各種メディアの活用と連携

人権啓発を進める上でメディアの果たす役割が大きいことから、新聞・放送などの各種メディアに対し、より多くの人権に関する情報を提供するとともに、連携のあり方についての研究を今後も進めます。

また、市のホームページや「広報田辺」を活用し、人権に関する記事の掲載を計画的かつ継続的に行います。

さらに、新聞・放送などを通じ、講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする啓発の強化期間などに広報活動を行います。

2. 人権尊重の視点に立った行政の推進

2005（平成17）年10月1日に制定した田辺市民憲章では、

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります。

という五本の柱を設定し、「美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。」と宣言しました。

田辺市では、この市民憲章の精神を今後もまちづくりに生かしていくために、市民一人ひとりの幸せを願い、自己実現や自立を支援します。

そのため、市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる職場や様々な場面で人権尊重の視点に立って職務を遂行していきます。

（１）人権尊重の視点に立った施策や制度の推進

人権尊重を基本においた施策や制度などの推進に努めるとともに、既存の施策や制度などの点検や見直しに努めます。

また、市民からの各種申請や要望などに対する公平な取扱いや迅速な処理、適正な情報公開の実施や個人情報の保護など、人権尊重の視点に立った取組を推進します。

（２）人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実

田辺市が行うすべての業務は、人権とかわかっており、市職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めます。本市では、従来から全職員を対象とした人権研修や新規採用職員研修等を行っていますが、様々な機会を通して職員研修の充実に努めます。

また、職員の採用等についても、人権尊重の視点から 公正・適切 に対処します。

3. 人権教育・啓発の推進

家庭・地域や職場・学校などにおいて、私たちの日常生活でよく見られる事柄を人権の視点から考えてみると、様々な課題が見えてきます。

例えば、建物や道路のちょっとした段差で困っている車いすの人を見かけたとき、人権という視点から考えると、バリアフリー（障壁をなくすこと）の大切さが見えてくるでしょう。女性や子ども、高齢者、そしてあらゆる人の人権についても同様です。

「人権」とは、決して私たちの日常生活とかけ離れているものではありません。ふだん何気なく過ごしている日常生活を、人権という視点から見直すことによって、私たち一人ひとりの生き方はもちろん、人権が尊重される社会づくりへとつながります。

人権教育・啓発を進めるにあたっては、人権問題に関する知識の習得だけではなく、身の回りにある具体的な人権課題の解決に結び付けていくことが大切です。

そこで、すべての人の人権が尊重される社会を実現するために、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において人権教育・啓発を推進します。

（１）家庭や学校等での人権教育

① 家庭

田辺市の人権標語に、「人権を 守るお手本 家庭から」とあります。

家庭は、子どもの人間形成を図るうえで大きな役割を果たす重要な場です。あたたかな愛情は、人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築き、家庭における人権教育は、他人への思いやりや、生命を大切に
する豊かな心を育むとともに、社会性を身につけるなど、とても大切な
なものです。

今日、様々な要因によって家族構造が変化し、その教育機能も低下する傾向にあり、家庭内においても、人権に関わる様々な問題が起こっています。家庭は、子どもの成長にとって重要な場であり、その役割を担っていけるよう、子育て相談、ひきこもり相談、家庭児童青少年相談等の支援体制の充実を図ります。

さらに、人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育の取組や子育てに関する人権学習の機会や情報の提供に努めます。

② 保育所・幼稚園

乳幼児期は、人との関わりの中で、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。保育所・幼稚園は、乳幼児期の子どもが、

友だちとの集団活動を送り、花に水をやったり、動物と触れ合ったり、読み語りを静かに聞いたりするなど、そこでの豊かな体験を通して、人権尊重の大切さを学び実践する場でもあります。

そのため、保育所・幼稚園においては、家庭や地域との連携を深め、人を大切にする心を育て、社会性の芽生えを培う教育や保育活動を進めます。

③ 小学校

小学校では、子どもに基本的な生活習慣と基礎学力を身につけさせることはもちろん、心身の発達に応じて、人権についての基礎的な判断力を養い、より良い集団づくりに努めます。

個々の児童の自尊感情を高め、他者を尊重し、お互いの違いを認めあうとともに、差別やいじめなどを許さない心を育てます。

さらに、様々な人権問題についても、正しく理解するための基礎が身につく教育を進めます。

④ 中学校

中学生の時期の子どもたちは、真理への探求心や正義感が芽生えるときです。

小学校における取組をもとに、より豊かな人間関係を結び、身の周りの問題をはじめとして、人権問題を正しく理解し、自らの課題として解決していく力を育てる教育を進めます。

また、情報化社会における人権尊重のあり方等についての教育を進めます。

⑤ 高校生・青少年

社会道徳を培い、他人の立場を理解し尊重できる豊かな人権感覚が身につけられるよう、高校生に対しては、県教育委員会や高等学校等と連携した取組を行うとともに、青少年に対しては、社会教育分野と連携し、人権に関する学習の提供を図ります。

⑥ P T A ・ 保護者会

P T A ・ 保護者会は、保育所、幼稚園、学校等における教育活動を進めるにあたって、重要な役割を担っています。

そこで、人権教育・啓発の効果が各家庭で正しく反映できるよう、保育所、幼稚園、小学校、中学校等のP T Aや保護者会において、人権に関する学習会等の実施や、学習に必要な支援を行います。

（２）社会教育の場での人権教育

市民の人権に対する関心を高めるため、あらゆる場と機会をとらえ、市民の関心が高い人権に関係する幅広いテーマを取り上げた様々な人権教育・啓発の取組を行います。

また、広く生涯学習推進の中で人権教育・啓発を進めていくという観点から、市民の主体的な学習を支援するための取組を行います。

① 社会教育施設等

公民館をはじめとする社会教育施設等は、市民の様々な学習要求に対応した学習活動や文化活動、体育・レクリエーション等の事業を行う生涯学習活動の拠点です。

なかでも、人権の確立を目指す学習活動は、社会教育施設等の活動の重要な柱です。特に、公民館においては、生涯学習（人権）推進員、公民館関係者を核に、地域住民が連携し、人権学習をはじめ、豊かな人間関係や地域社会を作るための様々な活動を通し、人権認識を深める取組を行います。

また、学校教育分野、福祉分野等と連携した取組ができるような体制づくりに努めます。

② 社会教育関係団体

青少年団体、女性団体などの社会教育関係団体に対し、日常活動の中で、人権尊重の視点が生かされるよう、組織全体としての研修会や指導者層に対する研修会を開催します。

（３）企業・各種団体等での人権教育・啓発

① 企業

企業は、社員、株主、取引先、消費者、地域の住民など多くの人々とかかわって活動をしており、商品・サービスの提供、従業員の雇用、環境づくりなど、社会に対して大きな影響を与えています。

このように、企業は、その経済活動を通して、地域社会に大きな影響を与える存在であり、基本的人権が尊重される社会の実現のために、地域社会の一員として重要な役割を担っています。

このため、顧客や雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育・啓発の取組を促進するため、学習相談への対応、情報の提供、指導者の派遣、学習プログラムの提供などの支援を行います。また、市内の企業で組織する田辺市企業人権推進協議会や県・関係機関と連携しながら、企業活動における人権課題の解決に向けての取組を進めます。

② 各種団体等

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人ひとりが進んで社会のあらゆる分野で寄与することが求められています。

とりわけ、市内で活動する社会福祉団体、老人クラブ、女性団体、商工会、協同組合、医師会、弁護士会、NPO、ボランティア団体等、各種団体は、田辺市における「まちづくり」に、それぞれの分野で重要な役割を果たしています。

このため、各種団体に対し、人権意識の高揚を図るための主体的な取組ができるよう、情報の提供や学習機会の提供、会場や備品、各種教材の貸出し、講師派遣などの支援を行います。

（４）特定の職業に従事する者に対しての人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進にあたっては、全ての人を対象として取組を進める必要がありますが、以下に掲げる、特に人権に関わりの深い職業に従事する者に対する研修等の充実に努めます。

~~また、各種学校や民間の医療施設、福祉施設、医療・保健・福祉関係者の養成機関等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めます。~~

① 市職員

市職員は、市民の日常生活のあらゆる場に密接に関わっており、市民の人権を守る立場にあることから、一人ひとりが常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが求められます。

このため、市職員に対する人権意識の高揚を図るための研修をより充実させるとともに、市民と共に学び、実践する機会を拡大し、豊かな人権感覚を持った市職員の育成に努めます。

② 保育関係職員・教職員

保育関係職員・教職員は、乳幼児、児童、生徒の人間形成に大きな影響を与える立場にあり、子どもの発達段階に応じた人権意識をはぐくむ大切な役割を担っています。

このため、すべての保育関係職員・教職員が、人権問題についての深い認識と人権教育に関する指導力を身につけ、人権尊重の精神に根ざした教育を展開できるよう、研修をより充実させるとともに、支援に努めます。

② 保健・医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健・医療関係者は、人々の生命と健康を守ることを使命としており、業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーに対する配慮やインフォームドコンセント（説明と合意）の徹底を図るなど、患者や相談者等の人権を尊重した行動が求められます。

このため、保健・医療関係者に対し、それぞれの加盟する医療関係団体を通じ、人権に関する研修の充実を積極的に働きかけます。

④ 福祉関係者

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、介護サービスを提供する職員等の福祉関係者は、高齢者や障害のある人、子ども、生活困窮者等からの生活相談や、身体介護等の役割を担っています。

このため、個人のプライバシーに対する配慮や、人間の尊厳に関する認識の徹底を図るなど、業務の遂行にあたって、人権に配慮した適切な対応ができるよう、福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実を図ります。

⑤ 消防・警察職員

消防職員や警察職員は、市民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全と秩序を維持する責務を負っています。

このため、消防職員が、人命の尊重を第一義とした活動を徹底するなど、職務の遂行にあたって、人権に配慮した適切な対応ができるよう、支援に努めます。

また、警察職員は、相談者、被疑者、被害者等に対し、法令遵守の基本に立って適切に対処するように努めなければなりません。

特に、女性や少年等に対して、その特性を理解した対応が図られ、各種関係機関と連携を密にしていけるよう支援に努めます。

⑥ 市議会議員

地域の課題が多様で複雑化する中、地方自治体の意思決定機関である議会の果たす役割はますます重要となっています。その議会の議員は市民の代表者として、常に人権認識をもって市の行政全般に広く視点を向けて、市民全体の幸せのために活動しなければならないといえます。このため、人権問題に 関する研修 の充実を図ります。

4. 相談・支援事業の推進

田辺市では、企画部人権推進課を中心として各機関と連携を図りながら、人権に関する相談を行っています。また、女性や子ども、高齢者、障害のある人に関する相談や、子育て、いじめ、不登校、ひきこもり等に関する相談など、各種相談窓口を設置しています。

被害者の法的救済に関する措置等は、法務省や裁判所など国の機関の専管事項ではありますが、自治体として可能な相談・支援に取り組んでいきます。

① 人権を侵害された、又はされている個人が、安心かつ容易に利用できる相談・支援体制をめざします。その際、相談者のプライバシーを保護し、不安を取り除き、地理的にも利用しやすいものとするのが肝要です。また、必要に応じて県や関係機関、民間機関との連携・協力を図ります。

③ 市民にとって身近で信頼できる相談・支援体制をめざします。

また、相談・支援の対象となる人権侵害が多様であることから、総合的な相談・支援の窓口の整備に努めます。他方で、利用者の中には一般的な指導・助言を求めるだけでなく、専門的な指導・助言を必要とする場合も含まれることから、個別の問題についてより専門的に対応できる窓口の充実を図ります。

④ 利用者が納得できる結果を出せるように、窓口相互間のネットワークの確立に努め、効果的な相談・支援体制をめざします。

また、相談・支援体制の相談窓口の設置について、市民に広く知られていることが必要であり、広報や研修会を通して周知に努めます。

④ 利用者の立場に立って対応できることや、知識や技能を持っているという面でも、各専門機関や民間、団体が果たす役割は大変大きく重要であると考え、相談・支援等を行う企業や団体等と連携・協力することを大切にします。

⑤ 遠隔地に居住する市民が相談機関を訪問して相談したいというような場合、行政局との連携により、利用者の満足を得られるように努めます。なお、広域的に取り組む必要がある人権侵害が発生した場合は、国や県の機関と連携し、必要な助言を受けながら対応を図ります。